

高体連・高野連主催(共催)及び後援事業の全国大会一覧

参考資料 1

競技	大会名	期日	会場	都道府県	東海予選	出場校 ※(団)=団体、(個)=個人		
							公立	私立
硬式野球	選抜高等学校野球大会	3月18日(金)～30日(水)	阪神甲子園球場	兵庫県	—	男子	—	大垣日大
新体操	第37回全国高等学校新体操選抜大会	3月18日(金)～19日(土)	熊本県立総合体育館	熊本県	—	男子	—	済美(個)
						女子	—	—
相撲	令和3年度全国高等学校相撲選抜大会	3月19日(土)～20日(日)	高知県立春野総合運動公園相撲場	高知県	—	男子	岐阜農林(団・個)、市岐阜商(個)、郡上北(個)	大垣日大(個)
						女子	—	—
卓球	第49回全国高等学校選抜卓球大会	3月19日(土)～21日(月)	栃木県総合運動公園体育館	栃木県	—	男子	関商工(個)	富田(団)
						女子	長良(個)	富田(団)
ボート	第33回全国高等学校選抜ボート大会	3月19日(土)～21日(月)	浜松市天竜ボート場	静岡県	—	男子	加茂(団・個)、八百津(個)	美濃加茂(個)
						女子	加茂(個)	美濃加茂(団・個)
ソフトボール	第40回全国高等学校男子ソフトボール選抜大会 第40回全国高等学校女子ソフトボール選抜大会	3月25日(金)～28日(月) 3月19日(土)～22日(火)	男子：岐阜県各務原市 女子：広島県尾道市	岐阜県 広島県	—	男子	加茂(団)	美濃加茂(団)
						女子	—	多治見西(団)
なぎなた	第17回全国高等学校なぎなた選抜大会	3月20日(日)～21日(月)	伊丹市立伊丹スポーツセンター体育館	兵庫県	—	男子	—	—
						女子	大垣商(団・個)	—
柔道	第44回全国高等学校柔道選手権大会	3月20日(日)～21日(月)	日本武道館	東京都	—	男子	(個) 2/23決定	中京(団)、(個) 2/23決定
						女子	(個) 2/23決定	中京(団)、(個) 2/23決定
体操	第38回全国高等学校体操競技選抜大会	3月21日(月)	熊本県立総合体育館	熊本県	—	男子	大垣商(個)	—
						女子	大垣商(個)	中京(団)
テニス	第44回全国選抜高校テニス大会	3月21日(月)～26日(土)	博多の森テニス競技場/福岡県営春日公園テニスコート	福岡県	—	男子	—	麗澤瑞浪(団)
						女子	県岐阜商(団)、関(団)	—
自転車競技	第45回全国高等学校選抜自転車競技大会(トラック・ロード)	3月22日(火)～25日(金)	大分県別府競輪場・オートボリス	大分県	—	男子	岐南工(個)	岐阜第一(個)
						女子	—	岐阜第一(個)
ボクシング	第33回全国高等学校ボクシング選抜大会	3月22日(火)～25日(金)	北ガスアリーナ札幌46	北海道	—	男子	岐阜工(個)	中京(個)
						女子	—	—
空手道	第41回全国高等学校空手道選抜大会	3月24日(木)～26日(土)	宮城県総合体育館グランディ21セキスイハイムスーパーアリーナ	宮城県	—	男子	加納(個)、岐阜高専(団・個)	—
						女子	—	済美(団・個)
ハンドボール	第45回全国高等学校ハンドボール選抜大会	3月24日(木)～29日(火)	スカイホール豊田/岡崎中央総合公園総合体育館	愛知県	—	男子	市岐阜商(団)	—
						女子	飛騨高山(団)	—
ラグビー	第23回全国高等学校選抜ラグビーフットボール大会	3月24日(木)～31日(木)	熊谷スポーツ文化公園熊谷ラグビー場	埼玉県	2/19.20.26	男子	2/19.20.26決定(2位以内) ※岐阜工、関商工、合同(岐阜、羽島、関、長良、岐山、可児工)	2/19.20.26決定(2位以内) ※岐阜聖徳
フェンシング	第46回全国高等学校選抜フェンシング大会	3月25日(金)～27日(日)	熊本県立総合体育館	熊本県	—	男子	大垣南(団)、岐阜各務野(団)	—
						女子	羽島北(団)	—
少林寺拳法	第25回全国高等学校少林寺拳法選抜大会	3月25日(金)～27日(日)	善通寺市民体育館	香川県	—	男子	海津明誠(個)、大垣工(個)、多治見北(個)	—
						女子	—	多治見西(個)
バドミントン	令和3年度第50回記念全国高等学校選抜バドミントン大会	3月25日(金)～28日(月)	日環アリーナ栃木	栃木県	—	男子	大垣西(団)	富田(個)
						女子	県岐阜商(団)	—
ウエイトリフティング	第37回全国高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会	3月26日(土)～28日(月)	金沢市総合体育館	石川県	—	男子	土岐商(個)、中津(個)	—
						女子	土岐商(個)	—
剣道	第31回全国高等学校剣道選抜大会	3月27日(日)～28日(月)	春日井市総合体育館	愛知県	3/13	男子	—	高山西(団)
						女子	—	済美(団)
アーチェリー	第40回全国高等学校アーチェリー選抜大会	3月27日(日)～28日(月)	つま恋リゾート 彩の郷	静岡県	—	男子	大垣西(個)	高山西(個)
						女子	—	聖マリア(個)
レスリング	令和3年度風間杯65回全国高等学校選抜レスリング大会	3月27日(日)～29日(火)	新潟市体育館	新潟県	—	男子	岐南工(個)、岐阜工(個)	大垣日大(団・個)
						女子	—	—
ソフトテニス	第47回全日本高等学校選抜ソフトテニス大会	3月28日(月)～30日(水)	日本ガイシホール	愛知県	—	男子	—	—
						女子	県岐阜商(団)	—
水泳	第8回全日本ジュニア水球競技選手権大会	3月18日(金)～21日(月)	新潟県立柏崎アクアパーク	新潟県	2/11～12	男子	2/11決定(2位以内) ※大垣東、岐阜農林	—
						女子	2/11決定(2位以内) ※大垣東、岐阜農林	—

オミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、学校における新型コロナウイルス感染症対策で特に取り組んでいただきたい事項等をまとめましたので、お知らせします。

事務連絡
令和4年2月4日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

各学校においては、これまでも「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）等を基に、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただいているところです。

このたび、オミクロン株への置き換わりに伴い10代以下の感染者数の増加が急速に進んでいることや、オミクロン株はデルタ株に比べ、感染性・伝播性が高い等の現時点までに得られたオミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、学校における感染症対策で特に取り組んでいただきたい事項等を下記のとおりまとめました。各学校及び設置者におかれては、下記事項に留意し、学校内での感染拡大防止に向けて、新型コロナウイルス感染症対策の強化・徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核認定こども園主管課におかれては、所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いします。

記

1. 基本的な感染症対策の強化・徹底

(1) 日々の健康観察の徹底

- ・発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒等・教職員ともに自宅での休養を徹底すること。特に、衛生管理マニュアルで示す地域の感染レベル（以下単に「レベル」という。）が3及び2の地域では、同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校・出勤を控えるようにすること。また、発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、医療機関を受診するよう促すこと。
- ・児童生徒等の登校時に、健康観察表などを活用し、検温結果及び健康状態を把握すること。特に、レベル3及び2の地域では、児童生徒等本人のみならず、同居の家族にも毎日健康状態を確認するよう呼びかけるほか、登校時の検温結果及び健康状態の確認については校舎に入る前に行うこと。
- ・登校時や登校後に児童生徒等に風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。

(2) 換気の徹底

- ・密閉を回避するため、気候上可能な限り、常時換気に努めること。また、エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要であること。さらに、十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気を目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも考えられること（学校環境衛生基準では1500ppmを基準としている）。
- ・飛沫感染を防ぐため、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれないときや換気が不十分と思われる場などでは原則としてマスクを着用すること（不織布マスクを推奨）。なお、幼児のマスク着用については、「5. 幼稚園における感染症対策」を参照すること。

(3) 給食時の感染対策の徹底

- ・給食等の食事をする場面での感染症対策については、衛生管理マニュアル第3章の3. の記載事項を踏まえ、食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応をとること。また、飲食の場面では感染リスクが高まるとされていることから、十分な換気を行うこと。その際、食事前に室内の空気と外気の入れ替えが行われていることが望ましいこと。

2. 具体的な活動場面ごとの感染症対策について

各学校及び設置者においては、衛生管理マニュアル第1章の4. に示された行動基準を参考としつつ、地域の感染状況に応じた学校教育活動を行っていただいているところであるが、例えば、当該行動基準においては、レベル3の地域のみならず、感染拡大局面にあるレベル2の地域においては、感染リスクの高い活動を停止すること

されている。このような記載も踏まえ、オミクロン株による感染が急速に拡大している現下の状況においては、以下に記載する（１）及び（２）に示す内容については、特に感染リスクが高い教育活動であるため、衛生管理マニュアル上のレベルにとらわれずに、基本的には実施を控える、又は、感染が拡大していない地域においては慎重に実施を検討すること。なお、その他の感染リスクの高い活動についても、同様の考え方により対応することとし、それぞれの対策に取り組む際の具体的な留意事項については、衛生管理マニュアルを参照すること。

また、衛生管理マニュアルにあるとおり、感染収束局面においては、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施することを検討して差し支えないこと。

（１）各教科等

オミクロン株はデルタ株に比べ、感染性・伝播性が高いことを踏まえ、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、以下に記載する「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」のうち特にリスクが高いものについては基本的に控える、又は、感染が拡大していない地域では実施を慎重に検討すること。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

また、衛生管理マニュアルにあるとおり、レベル3の地域においては、体育の授業や運動時においては、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用することとしているが、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、衛生管理マニュアル上のレベルにとらわれずに、基本的に同様の対応とすること。

（２）部活動等

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、以下に記載する活動については特にリスクが高いため基本的に控える、又は、感染が拡大していない地域では実施を慎重に検討すること。

- ・密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動
- ・学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等

また、各学校等及び設置者においては、部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、

顧問の教師や部活動指導員等に委ねるのではなく、学校の管理職や設置者が顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断するなど、責任を持って一層の感染症対策に取り組むこと。

3. 教職員による抗原簡易キットの活用

抗原定性検査キットについては、国立感染症研究所より、その診断精度について、オミクロン株による影響を受けない可能性が示唆されているとの見解が示されている。このため、感染者の早期発見を通じた学校における感染拡大防止策として、学校が保有する抗原簡易キットを教職員が一定数持ち帰り、発熱等の症状がある場合に、自宅等で必要に応じて利用することは差し支えないこと（※1）。

また、地方自治体の判断により、陰性の検査結果によって教職員の待機期間の短縮が認められる場合において、当該検査に利用する抗原簡易キットについては、学校等の事業者が医薬品卸売販売業者から入手し、教職員に利用することができることとされていること（※2）。

このほか、抗原簡易キットの購入費用については、令和3年度補正予算で措置された「学校等における感染症対策等支援事業」の補助対象となること。

（※1）「職場における積極的な検査等の実施手順」及び「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」に関するQ&Aについて（令和4年1月18日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス感染症等感染症対策推進室事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000884127.pdf>

（※2）「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について（令和4年1月17日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）別紙参照。

https://www.mext.go.jp/content/20220118-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等がある児童生徒等の中には、重症化リスクが高い者も含まれていることから、これらの児童生徒等が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校を判断すること。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医等にも相談すること（衛生管理マニュアル第2章の4.を参照）。

5. 幼稚園における感染症対策

幼稚園においては、以上で述べた感染症対策を踏まえるとともに、幼児特有の事情を考慮し、衛生管理マニュアル第5章に掲げる事項にも留意しながら、各園における感染症対策の一層の徹底を図ること。その際、幼稚園における感染症対策に留意した遊びの工夫や、幼児の発達を踏まえた衛生管理の工夫等を集めた事例集（※）を参考にするなどし、幼稚園や幼児特有の事情を考慮した感染症対策に万全を期すこと。なお、衛生管理マニュアル第5章にもあるとおり、幼児については、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと。

(※) 幼稚園等再開後の取組事例集（令和2年9月7日時点）

https://www.mext.go.jp/content/20200904-mxt_youji-000005336_01.pdf

6. 分散登校・オンライン学習等の実施

学校で感染者が発生した場合の臨時休業については、令和4年2月2日付け事務連絡で示した「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について」を踏まえ、適切な対応を行うこと。

その際、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方自治体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施することが求められること。

なお、学校の臨時休業は、地域の感染状況を踏まえて、学校設置者が、学校の状況を見て機動的に判断するものであるが、学校で感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する必要があること。

【参考資料】

- 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22 Ver.7 ※2021.12.10 一部修正）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html
- 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00049.html

【参考リンク】

- 文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
- 部活動に関すること
スポーツ庁 政策課(内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)
- 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応に関すること
初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)
- 各教科等の指導に関すること
 - ・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)
 - ・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)
 - ・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)付(内3163)
- 幼稚園における指導に関すること
初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて、学級閉鎖の期間の目安を5日程度とするなど、オミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項を示します。

事務連絡
令和4年2月2日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」については、令和4年1月12日付け事務連絡により改めて周知したところです。

一方、令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の懸念される変異株であるオミクロン株への置き換わりとともに感染者が急増し、緊急事態宣言の対象区域等に指定されていない状況下でも同ガイドラインに示す対応が必要となる場合が生じています。また、保健所業務がひっ迫する場合には、積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなったりする場合がありますことに留意する必要も生じています。

以上のことその他オミクロン株に係る最新の知見等を踏まえ、オミクロン株に対応して同ガイドラインを運用するに当たっての留意事項を下記のとおりまとめました。

特に、学校の臨時休業については、現に学校内で感染が広がっている可能性に対して、児童生徒等の学びの保障の観点等に留意しつつ、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うことが重要です。各学校や学校設置者においては、本事務連絡を踏まえ、適切な対応をお願いします。

なお、幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討してください。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）

区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようお願いいたします。

記

以下の現行ガイドラインにおける対応についてそれぞれ以下のように取り扱うこと。

臨時休業の判断関係

（現行ガイドラインにおける対応）

〔ガイドライン「3. <臨時休業の範囲や条件の例>」〕

学校で感染者が発生した場合、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～1週間程度）、臨時休業を行うことが考えられる。



全体として概ね数日～5日程度（土日祝日を含む。）

（現行ガイドラインにおける対応）〔ガイドライン「3. 【学級閉鎖】」〕

学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。



5日程度（土日祝日、全体像の把握等のために行った臨時休業の期間を含む。）（その場合においても、当該学級について、未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者を対象としたものを含めた適切な疫学調査が実施され、濃厚接触者等の特定やその検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮することが考えられる。）

(現行ガイドラインにおける対応)

(学校で感染者が発生した場合、全体像の把握等のために臨時休業を行った後、保健所業務のひっ迫により積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなった場合の学校の再開について、特段記載がなかった。)



学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度 (土日祝日を含む。)を目安として再開することが考えられる。(その際、発熱等の風邪の症状がある者については自宅で休養すること、健康状態の把握その他の感染症対策を一層徹底しながら、慎重に再開する。)

濃厚接触者等の特定関係

(現行ガイドラインにおける対応) [ガイドライン「2. 濃厚接触者等の特定について」]

学校で感染者が発生した場合、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者の特定のため、ガイドラインに示す基準を参考に濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合がある。



濃厚接触者や感染者周辺の検査対象となる者の候補の特定については、積極的疫学調査の実施が遅延したり十分に行えなくなったりする場合があることを踏まえ、特に地域の実情に応じてガイドラインによらない柔軟な対応を行うことが考えられる。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間を7日間とすることなどを示した「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」を周知します。

事務連絡
令和4年1月31日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省より、別紙のとおり事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日（令和4年1月28日一部改正）。以下「別紙事務連絡」という。）が発出されましたのでお知らせします。

別紙事務連絡では、①オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間とし、8日目に待機を解除とすること、②①の濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者について、各自治体の判断により、待機期間の7日を待たずに、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認できた場合でも、5日目に待機を解除する取扱いを実施できることなどが示されています。

学校における新型コロナウイルス感染症対策については、令和3年12月10日付け事務連絡で「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を示しているところですが、その中で、濃厚接触者の出席停止等については以下のとおり記載しています。

第4章 感染が広がった場合における対応について

2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

②感染者や濃厚接触者等の出席停止

（略）濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とします。感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等によ

り出勤させない扱いとします。

これについては、別紙事務連絡を踏まえ、「2週間」とあるのは「2週間（オミクロン株患者の濃厚接触者については7日間）」として運用してください。

また、自治体の判断により、教職員が別紙事務連絡に言う「社会機能の維持のために必要な事業に従事する者」に当たりうることについては、令和4年1月19日付け事務連絡『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更について」でお知らせしたところですが、別紙事務連絡を踏まえた具体的な取扱いについては、必要に応じ、学校を管轄する自治体の衛生主幹部局に確認くださいますようお願いいたします。

以上に係る従前の取扱いについては、令和4年1月17日付け事務連絡『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について』の周知について」でお知らせしたところですが、以後この事務連絡によってください。

新型コロナウイルス感染症患者については、原則、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合などに、療養等が解除されます（※1）。また、別紙事務連絡においては、濃厚接触者の待機期間について、原則7日間で8日目に解除（社会機能維持者の方は、2日にわたる検査を組み合わせることで、5日目に解除）を可能とし、無症状者（無症状病原体保有者）の療養解除基準について、検体採取日から「7日間」を経過した場合には療養解除を可能ととしています。これらに関連して、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に、陰性証明を提出する必要はないとされています（※2）。これと同様に、新型コロナウイルス感染症患者やその濃厚接触者であった教職員や児童生徒等が学校に出勤、登校するに当たり、学校に陰性証明を提出する必要はありませんので御留意ください。

※1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）（令和3年2月25日健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000745527.pdf>

※2 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00007.html#Q10-7

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置す

る附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

事務連絡
令和4年1月5日
令和4年1月28日一部改正

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、当面の間、「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「令和3年11月30日付け事務連絡」という。）のとおり対応をお願いしているところですが、今後、自宅療養や宿泊療養を行う体制（以下「自宅等の療養体制」という。）が整った自治体について、感染急拡大が生じた場合には、下記のとおり対応（以下「本件対応」という。）を行うことを可能とします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について追記しましたので、内容を御了知の上、御対応をお願いいたします。なお、4. の濃厚接触者の取扱いについては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室と協議済みであることを申し添えます。

今般、科学的知見や専門家の意見を踏まえ、濃厚接触者の待機期間について、

・原則、7日間で8日目に解除

・社会機能維持者の方は、2日にわたる検査を組み合わせることで、5日目に解除という取扱いといたします。

ただし、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行っていただくようお願いいたします。

併せて、無症状患者の療養解除基準についても、検体採取日から「7日間」を経過した場合には療養解除を可能といたします。濃厚接触者と同様、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行っていただくようお願いいたします。

なお、令和4年1月28日の改正による濃厚接触者の待機期間の見直し（10日間から7日への短縮等）や無症状患者の療養基準の見直しについては、令和4年1月28日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状患者にも適用いたします。

（主な改正箇所は太字下線）

記

1. 自宅等の療養体制の確認について

本件対応を行おうとする自治体は、以下の体制その他の自宅等の療養体制が整っていることを確認すること。

- ・経口薬について、医療機関間の連携により診断の当日ないし翌日での投与可能な体制を確保していること
- ・陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察やオンライン診療・訪問診療等（※）ができる体制を確立していること
- ・パルスオキシメーターを自宅療養開始当日ないし翌日に配布すること

※往診や電話診療を含む。

（参考）「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」（令和3年12月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

2. 自宅等の療養体制が整った自治体における感染急拡大時の対応について

1. に示す自宅等の療養体制が整っている自治体において、自治体の総合的な判断の下（※）、感染の急拡大が確認された場合には、オミクロン株の患者等について以下の①及び②の対応を行うことが可能であること。

※総合的な判断の考慮要素は以下のとおり。

- ・オミクロン株の患者について全員入院を続けた場合に、3週間後に必要とされる病床数に基づく病床使用率（確保病床数に占める使用者数の割合）が50%を超えることが想定されること
- ・上記患者の濃厚接触者について全員宿泊施設待機とした場合に、3週間後に必要とされる宿泊療養施設の使用率（確保居室数に占める使用者数の割合）が50%を超えることが想定されること
- ・その他、医療現場や保健所業務のひっ迫状況等が想定されること

<自治体における対応>

①令和3年11月30日付け事務連絡のI. 1. において入院を行うこととしているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、症状に応じて、宿泊療養・自宅療養とすることとして差し支えないこと。

②令和3年11月30日付け事務連絡のI. 2. において宿泊施設に滞在することを求めているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等の濃厚接触者（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、自宅等に滞在することとして差し支えないこと。

3. 本件対応に係る厚生労働省への事前報告について

2. の対応を行おうとする自治体は、あらかじめ、その旨を厚生労働省に報告すること（連絡先は下記の通り）。

（連絡先）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班

Email: variants@mhlw.go.jp

4. B.1.1.529系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について

2. の対応を行うこととした自治体については、L452R 変異株 PCR 検査の陰性率（判定不能を除く）が70%以上となったことを目安として、以下の対応を行うことが可能であること。

<変異株 PCR 検査及びゲノム解析の取扱い>

・変異株 PCR 検査については、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の発生・置換わりの状況を迅速に把握することを目的として実施してきたが、上記状況に鑑み、陽性検体全てではなく、患者数の5～10%程度のL452R 変異株 PCR 検査やゲノム解析の実施を行う取扱いとすること。

※ただし、新規感染者数が15人/10万人未満の自治体においては、引き続き変異株 PCR 検査の実施率を可能な限り高めていただくようお願いします。

<B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者の取扱い>

・新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。）を、原則と

して、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者であるものとして取り扱うこと。

- ・上記の検査陽性者について、他の検査陽性者と同室としても差し支えないこと。

※現時点までに得られた科学的知見に基づき、陰圧管理は、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様、必ずしも行う必要はない。

(注) 上記の検査陽性者の退院基準・療養解除基準

現時点までに得られた科学的知見に基づき、ワクチン接種が完了しているか否かにかかわらず、従来の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発 0225 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、対応する。

ただし、無症状患者の療養解除基準については、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。また、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

<濃厚接触者の取扱い>

- ・上記の検査陽性者の濃厚接触者を、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱うこと。
- ・上記により B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から 7日間（8日目解除） とする。
- ・ただし、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）（※）に限り、7日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることとする。待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下のとおり検査等を行うものとする。
- ・上記いずれの場合であっても、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

(1) 社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。

(2) 無症状であり、抗原定性検査キットにより検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。

- (3) 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除が可能であること。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。
- (4) いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。
- (5) 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「（別添）事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業に従事する者とする。

（参考）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

（令和3年11月19日（令和4年1月19日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

（別添）事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）

- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
 - ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・理解度確認テスト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

1 使用にあたって

- ① **あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施**します。

(参考) 検査に関する注意点、使い方等

以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

厚生労働省関連HP

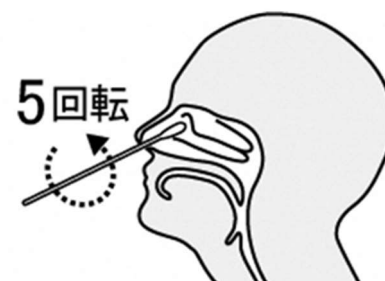
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html



- ② **鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査**を行います。

- ・ 鼻から綿棒を2 cm 程度挿入し、5 回転させ、5 秒程度静置します。

鼻腔ぬぐい液採取



2 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2 cm 程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5 回程度回転させる
- ③ 5 秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

<試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を 10 回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

<試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15 分～30 分程度）、キットを静置する

<結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

3 検査後の対応

判定結果	対 応
陽性	・速やかに医療機関を受診してください。
陰性	・10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限りさけるとともに、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

4 抗原定性検査キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用）
廃棄方法	ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように気を付けてください。 参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット） http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf

教総第 8 3 1 号
令和 4 年 1 月 1 3 日

各県立高等学校長
各県立特別支援学校長
各教育事務所長
各市町村（組合）教育委員会教育長

} 様

岐阜県教育委員会
教育総務課長

新型コロナウイルス感染症に係る陽性発生時の学校対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、「10月1日以降の学校運営について（令和3年9月29日付け教総第519号）」に基づいて徹底をお願いしているところです。

また、本日開催された「第15回岐阜県新型コロナウイルス感染症教育推進協議会」を踏まえ、学校等で陽性が判明した際の初動対応について、別紙のとおり新たな基準を設置しました。

については、これまでの感染防止対策に加え、今後児童生徒等の陽性が判明した場合には、新基準に基づいた対応をお願いします。

教育事務所にあつては、管内の市町村（組合）教育委員会を通じて、市町村（組合）立学校に適切に指導・助言願います。

各市町村（組合）教育委員会におかれましては、各学校において適切に対策を講じていただくよう配慮願います。

教育総務課 教育企画第一係			
教育主管	日比 光治	係長	串田 茂
電話番号	代表 058-272-1111 (内線 3504・3518)		
e-mail	hibi-mitsuharu@pref.gifu.lg.jp kushida-shigeru@pref.gifu.lg.jp		
教育総務課 教育企画第二係			
教育主管	小野 悟	係長	高橋 範行
電話番号	代表 058-272-1111 (内線 3511・3518)		
e-mail	ono-satoru@pref.gifu.lg.jp takahashi-noriyuki@pref.gifu.lg.jp		

<児童生徒等の陽性判明時における初動対応の新基準>

【学級等の対応】

- 学級で1人でも陽性が判明した場合

現行	・ 保健所等の調査・判断により、学級等の接触者を特定した後、該当者を自宅待機
新基準	・ 保健所等の調査・判断を待たず、速やかに学級全体を自宅待機（学級閉鎖） ※ 保健所がPCR検査の受検者等を判断するまでの期間（以降は、保健所の指示に従って対応）

※ 小・中学校等については、実情に応じて判断願います。

- 学級閉鎖が同一学年に複数発生した場合
→ 当該学年を学年閉鎖（現行と同様）
- 学年閉鎖が複数発生した場合
→ 学校全体を臨時休業（現行と同様）

【部活動の対応】

- 部員で1人でも陽性が判明した場合

現行	・ 保健所等の調査・判断により、部活動における接触者を特定した後、該当者を自宅待機
新基準	・ 保健所等の調査・判断を待たず、速やかに陽性者が所属する部活動を休止（部員全員を自宅待機） ※ 保健所がPCR検査の受検者等を判断するまでの期間（以降は、保健所の指示に従って対応）

■ 新基準に係る留意事項

- 新基準は、オミクロン株の高い伝播性や短い潜伏期間等に、より速やかに、より幅広く対応することを目的として設定
- 新基準の適応期間：感染状況の変化等により、新たに通知するまでの期間
- 接触者の定義
（感染可能期間（基準日を含め3日前まで）に陽性者と接触した者）
<基準日>
・ 陽性者が無症状だった場合・・・陽性者がPCR検査等を受検した日
・ 陽性者が有症状だった場合・・・陽性者に症状が出た日
※ 発熱だけでなく頭痛、咽頭痛、倦怠感等の症状が少しでも現れた日
- 自宅待機を要請するのは、陽性者が所属する学級の児童生徒全員だけでなく、感染可能期間内に陽性者と授業等を受けた者が1人でも在籍する学級の児童生徒全員を含みます。
- 学級閉鎖等が発生した場合には、オンライン等による学習支援をお願いします。また、進路等に関する個別指導や教育相談等を希望する者に対しては、対面・オンラインにより実施してください。
- 陽性者が感染可能期間に登校等をしていない場合は、この限りではありません。
- 教職員の陽性が判明した場合は、新基準に従って学級閉鎖等とはせず、現行どおり個別の判断とします。

教総第519号
令和3年9月29日

各県立高等学校長
各県立特別支援学校長
各教育事務所長
各市町村（組合）教育委員会教育長

} 様

岐阜県教育委員会
教 育 長

10月1日以降の学校運営について（通知）

このことについて、本県に対する「緊急事態措置区域」の指定は9月末をもって解除されるが、第5波は未だ終息したわけではなく、現段階においても、1つのエラーをきっかけにクラスターが発生する現状の中、引き続き感染防止対策を徹底しながら、徐々に日常を取り戻していくことが強く求められています。各学校においては、別添「10月1日以降の学校運営について」に基づき、引き続き、感染防止対策を徹底願います。

教育事務所にあっては、管内の市町村（組合）教育委員会を通じて、市町村（組合）立学校に適切に指導・助言願います。

各市町村（組合）教育委員会におかれましては、各学校において適切に対策を講じていただくよう配慮願います。

教育総務課 教育企画第一係			
教育主管	日比 光治	係長	串田 茂
電話番号	代表 058-272-1111 (内線 3504・3518)		
e-mail	hibi-mitsuharu@pref.gifu.lg.jp kushida-shigeru@pref.gifu.lg.jp		
教育総務課 教育企画第二係			
教育主管	小野 悟	係長	高橋 範行
電話番号	代表 058-272-1111 (内線 3511・3518)		
e-mail	ono-satoru@pref.gifu.lg.jp takahashi-noriyuki@pref.gifu.lg.jp		

10月1日以降の学校運営について

本県に対する「緊急事態措置区域」の指定は9月末をもって解除されるが、第5波は未だ終息したわけではなく、現段階においても、1つのエラーをきっかけにクラスターが発生する現状の中、引き続き感染防止対策を徹底しながら、徐々に日常を取り戻していくことが強く求められている。

感染防止対策が長期化している中ではあるが、各学校においては、受験シーズンを迎えるとともに、学校行事や部活動の大会・発表会等も盛んになることから、子供たちの貴重な機会、大切な機会を奪わないためにも、メリハリをきかせた感染防止対策を継続していく必要がある。

また、県立高等学校においては、最終学年以外（1，2年生など）の生徒についても、9月27日（月）以降、学校の実情に応じて対面授業を再開して差し支えないこととしていたが、10月1日（金）以降は、原則、通常の時間割による対面授業を実施すること。

- ・ **飛沫感染と接触感染が主な感染経路**
 - ※ 大半は飛沫感染、一部接触感染により拡がる
- ・ **飛沫感染予防 = マスク着用・部屋の換気**
 - ※ マスク着用によりウイルスを含んだ「飛沫」の発生を防ぐ
 - ※ 感染しても無症状で経過する人が3分の1以上存在するため、**誰もが自分自身に症状がなくてもマスクがなければ感染力がある「飛沫」を出し他者に感染させる可能性があるという認識をもつことが必要**
 - マスク着用の意義
 - ※ 飛沫に加え、より小さな「エアロゾル」による感染伝搬を防ぐため、部屋の換気を適切に行う
- ・ **接触感染予防 = 手指衛生（流水と石鹸での手洗い・アルコールによる手指消毒）**
 - ※ 環境消毒より手指衛生でウイルスの体内侵入を防ぐことが可能
- ・ クラスターなど感染が拡大した主要な感染経路は「飛沫感染」
 - ※ **飲食を伴った会話での感染がほとんど** ← 黙食の重要性
- ・ **3密（密閉、密集、密接）の環境（1密でも危険） + マスクを着用していない = 感染リスクが最も高い状況**
- ・ 症状が出た人は**症状が出る前2日から他者への感染性あり**
- ・ **感染力の強いデルタ株でも、マスクの着用、距離の確保、手指消毒等の感染防止対策を徹底すれば、基本的に感染しない**

10月1日から10月14日の特別な対応 新規

第5波が、本県がこれまで堅持してきた「自宅療養ゼロ」が維持できなくなるほどのこれまでにない「大きな流行」となったこと、また、デルタ株の感染力の強さ等の影響により、感染収束期においても一つのエラーを機にクラスターが発生していることなどから、緊急事態措置等が全解除となった際にも、感染防止対策を徹底しながら、徐々に日常を取り戻していく必要がある。

従って、10月1日（金）から10月14日（木）までは、以下の内容に加えて、次のとおり対応することとする。

- ・ 部活動については、練習試合及び土日の活動は原則として実施しない。（次につながる大会等が2週間以内にある部活動は除く。）
- ・ 宿泊を伴う行事・活動は原則として実施しない。（やむを得ない場合は設置者と協議をすること）

○ 学校運営における対応を以下のとおりとする。

■ 適応期間：感染状況の変化等により、新たに通知するまでの期間

※ 波線部は今回変更箇所

児童生徒・教職員への丁寧なメンタルケアとハラスメント防止の徹底 継続

○ 新型コロナウイルス感染症の感染者や新型コロナワクチン接種に関してなど、これまで以上に人権意識を高め、感染者等へのメンタルケア及び児童生徒・教職員等に対するハラスメント防止を徹底すること。

- ・ 陽性となった児童生徒や教職員は様々な感情を持っている可能性があることに配慮し、丁寧なメンタルケアを優先すること。
- ・ 陽性に至る過程において、仮に不適切な行動（友人宅で泊まっていた／大学時代の友人と飲み歩いていた等）があった場合にも、まずは、丁寧なメンタルケアを優先し、指導すべきことがあったとしても、落ち着いてから行うこと。
- ・ 新型コロナワクチンの効果・副反応などの理解を深め、接種を進める必要があるが、接種はあくまでも本人・家族の希望に基づいて行われるものであり、児童生徒や教職員等に対して、決して強制とならないよう十分留意すること。
- ・ コロナに対する恐怖心、誤解や偏見等により、接種を希望しない児童生徒や教職員等に対する同調圧力や差別等のハラスメントにつながる行為は決して起こらないよう徹底すること。

1 各学校での感染防止対策の徹底

(1) 「ぎふコロナガード」による実施状況の確認 **継続**

- これまでの学校における感染防止対策を隙なく実施し、各学校で選任・設置されているコロナガードは、実施状況（健康チェック、感染予防策(マスク・手指衛生・換気)実施状況の確認など）の確認・対策を徹底すること。
- 「新型コロナウイルス感染症対応<登校再開後の定期チェック用リスト>」
- 児童生徒が、感染防止対策の重要性を感じることができるよう環境を整えること。

【特に重点的に取り組むべきこと】

- ・ 喫食時における児童生徒の感染防止対策に関する指導については、校種や各学校の児童生徒等の状況により判断すること。
- ・ 感染防止対策について職員による差が生ずることがないように、「新型コロナウイルス感染症対応<登校再開後の定期チェック用リスト>（教育事務所（小中学校等）宛て：令和3年9月8日教総第483号、県立高等学校宛て：令和3年8月31日付教総第457号、県立特別支援学校宛て：令和3年8月31日付事務連絡）」によるチェックを、職員会議等の機会を利用しながら、月に1回程度以上は実施すること。
- ・ 手指衛生のためのアルコール手指消毒液については、児童生徒及び教職員が利用する全ての教室等の入り口に置くとともに、その利用状況についても定期的に確認すること。また、設置場所の壁などに貼付してある「使用を促す掲示物」についても定期的に確認すること。
- ・ 「雑巾やタオル、固形石鹸など他者と共有するものの撤去及び使い捨てのペーパータオルの設置」の取扱いについては、しばらくの間、継続すること。
- ・ 教室、体育館等における正しい換気の方法を児童生徒及び教職員に再徹底すること。（30分に1回以上・数分間程度・窓を全開、2方向の窓を同時に開放、サーキュレーターは外向きに設置し、扇風機代わりとして使用しないこと、エアコンの空気の吹き出し方向を上向きとして風が直接人に当たらないようにすること、教室内に固定してある扇風機を利用する場合も、人の方向に向けないこと（風上の人が感染者であったとした場合、ウイルスが風下に拡がってしまうことを防ぐためである））
- ・ 感染防止対策の必要性を伝える掲示物等について、積極的に整備すること。

(2) 校内でのマスク着用の徹底 **継続**

- 学校内における感染防止の観点から、特定の場合以外、校内ではマスク着用を徹底すること。やむを得ず外す場合も、人との十分な距離（極力2m以上）を確保し、できる限り短時間にするとともに、飛沫飛散しないよう会話の自粛を徹底すること。

- マスクを外した活動を行う場合（授業・部活動等）は、その都度、指導教員が過去2週間の体調確認を行うこと。
- ただし、気温や湿度が高い日など、熱中症等の健康被害が発生するリスクがある場合には、次頁に示す「マスクの着用について」を参照すること。

マスクを外す機会が多い場面と必要な対応

【飲食】：黙食を徹底し、食べている時以外は必ずマスクを着用すること。

【登下校】：公共交通機関利用時は必ずマスクを着用すること。自転車・徒歩の場合も、周辺に他者がいない場合を除き、原則、マスクを着用すること。

【体育】：熱中症になるリスクがない活動の場合は、原則、マスクを着用すること。更衣や集合時（体を動かしていない時間）は、必ずマスクを着用すること。（※）

【部活動】：熱中症になるリスクがない活動の場合は、原則、マスクを着用すること。更衣やミーティング、ベンチ等での待機時は必ずマスクを着用すること。（※）

（※）「マスクの着用について」参照

◆ マスクの着用について

学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきと考えられます。ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応してください。

- 1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
 - 2) 気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。
- ※ 夏期の気温・湿度や暑さ指数が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。
- ※ 児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。
- 3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。

※ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
「学校の新しい生活様式Ver. 6」（文部科学省）より

(3) 基本的な感染防止対策の徹底 **継続**

- 「健康チェックカード」による毎日の健康状態の確認、登下校時も含めた居場所の切り替わり等における手指衛生(手指消毒)、教室等の換気、身体的距離の確保、飲食時は会話しない等、基本的な感染防止対策を徹底すること。
- 健康チェックは、休日においても必ず行うとともに、休日に体調不良(発熱等)があった場合は、自宅安静のうえ、登校(出勤)する前に学校へ報告するよう改めて徹底すること。
- 事業者など学校を訪問する者に対する入校時の健康チェックやマスク着用等を徹底すること。

(4) 感染が疑われる場合は登校(出勤)しないことの徹底 **継続**

- 本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者が濃厚接触者となった等、感染が疑われる場合には、以下の表に従った対応を徹底すること。
- 表内の事情による自宅待機は欠席とせず出席停止として取り扱うなど、本人の不利益とならないよう配慮すること。

	状況	児童生徒・教職員
A	本人が濃厚接触者となった	自宅待機(期間:保健所が指定する期間(14日間が目安))
B	本人に発熱等の症状がある(*1)	自宅待機(期間:症状がなくなってから一定期間を経る迄の期間(症状消失後48~72時間が望ましいが医師の指示を得ること))
C	本人がPCR等ウイルス検査を受検することになった(上記A以外の場合)	自宅待機(期間:受検理由により異なる(保健所の指示により受検して陰性であった場合は、保健所から自宅待機継続の要否について指示を得ること))
D	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、当該家族等以外の陽性者の濃厚接触者となった	自宅待機(期間:濃厚接触者となった者のPCR等ウイルス検査の陰性が判明する迄)
E	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者に、発熱等の症状がある(*2)	自宅待機(期間:発熱等の症状がある者の症状がなくなる迄の期間(症状がある者のPCR等ウイルス検査の要否を確認すること))
F	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、PCR等ウイルス検査を受検することになった(上記D以外の場合)(*3)	状況により個別に判断 (*3・4)

(*1)「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合は、原則として自宅待機は不要

(*2)「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合、「新型コロナワクチン接種後3日間程度の発熱」は原則として自宅待機は不要

(*3)「手術のためのPCR等ウイルス検査や定期的なPCR等ウイルス検査等の形式的なPCR等ウイルス検査」については原則として自宅待機は不要

(*4) 濃厚接触者でなくても、保健所の指示によりPCR等ウイルス検査等を受検する場合は自宅待機。保健所の指示でない場合は、体調に問題がなければ、原則として自宅待機は不要

(5) PCR等ウイルス検査の受検が決定した場合などの学校への連絡の徹底 **継続**

- 休日等も含め、本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者のPCR等ウイルス検査の受検が決定した場合等には、速やかにその旨を学校へ連絡することを徹底すること。
- ※ 公立高校・特別支援学校は県教育委員会関係課へ速やかに連絡すること。ただし、児童生徒についての連絡で、同居の家族など一定の接触がある者のPCR等ウイルス検査受検が決定した場合は、当該児童生徒に体調不良がある場合のみ連絡することとする。

(6) 新型コロナワクチン接種について **継続**

- ワクチンについては、児童生徒及び教職員への接種が始まりつつあるが、接種による発症予防効果は高いものの100%ではないため、接種後も基本的な感染防止対策を継続すること。
- ワクチン接種後に、発熱症状などの副反応が生じることを想定した対応をとること。ワクチン接種後に、保護者等からの連絡により、体調の不安等から学校や部活動等を欠席する場合には、出席停止や部活動への欠席を認めるなど、児童生徒や保護者の心情に沿った対応をすること。

状況	児童生徒	教職員
ワクチン接種を受ける場合の取扱い	接種の期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等には、校長の判断により、出席停止とすることができる。	接種や往復の移動に係る時間は職専免
接種後に発熱等の風邪症状が出た場合の取扱い	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止とすることができる。(その他の症状があった場合も、状況を聴取したうえで適切に判断)	特別休暇

(7) 学校関係者の感染が判明した際に、他者への影響に関する考え方

学校関係者（児童生徒・教職員）の感染が判明した際に、優先して行わなければならないことは、校内での感染拡大を防止することである。

濃厚接触者や接触者の特定は、最終的には保健所が行うことになるが、これを速やかに行うためにも、学校関係者の感染が判明した場合は、以下の確認を行うこと。

① 感染者の発症日2日前までの行動を確認

- ・ 感染者が**有症状の場合は、症状が出た日（※）の2日前**
- ・ 感染者が**無症状の場合は、検査日の2日前**
 （※）発熱だけでなく、頭痛や咽頭痛、倦怠感が最初に出た日を確認
 例）「実は、前日の夜に喉が痛かった」 → 発症日は前日

② 上記2日間の行動から濃厚接触者や接触者の候補を特定

- ・ **濃厚接触者** → 原則、PCR検査を受検
 結果が「陰性」→ **2週間程度自宅待機**
 （保健所の指示による）
- ・ **接触者** → 原則、PCR検査を受検
 結果が「陰性」→ **原則通常の活動に復帰**
 （保健所の指示による）

ア 濃厚接触者の候補

- ・ 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（昼食時間、休憩時間、登下校時が要注意）
 ※ 昼食を一緒に食べる（マスクを外して近距離で接触）
 ※ 1m以内の距離で互いにマスクなしで会話
 （時間の長さは問わない）
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安1m）で、必要な感染予防策なし（注）で、感染者と接触があった者
 （注）必要な感染予防策は、マスクの着用のみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認
- ・ 感染者と長時間の接触があった者（友人宅に宿泊 等）

イ 接触者の候補

- ・ 感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（同じ学級の児童生徒等）
- ・ 大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（同じ部活動に所属する生徒等）

③ 保健所及び教育委員会との情報共有

- ・ 上記①②により得た情報については、保健所からの求めがあった際に速やかに提供できるよう、予め整えておくこと。
- ・ 上記①②により得た情報については、速やかに教育委員会（設置者）と共有し、協議の上、自宅待機とする児童生徒や教職員を決定すること。

以降、●印は「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定期間、
○印は「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定期間外における内容とする。
◇印は「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定期間内外に関わらない内容とする。

2 感染リスクの高い活動の回避

(1) 感染リスクの高い教科等活動についての考え方 **継続**

- 感染リスクの高い以下の活動は、一時的に停止すること。
- リスクの低い他の活動を組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とするなどの措置を講じるとともに、状況に応じて、休止を含め、制限を検討すること。
 - ・ 各教科等に共通する活動として、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・ 家庭等における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ・ 美術等における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・ 上記の活動以外にも、児童生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触のある活動等

(2) 体育の授業の実施において特に配慮すべき事項 **継続**

- 「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（柔道の乱取り、バスケットボールやサッカーにおける防御等1対1の活動等）は、一時的に停止すること。
- 上記の運動は、リスクの低い他の活動を組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とするなどの措置を講じるとともに、状況に応じて、休止を含め、制限を検討すること。
- ◇ 可能な限り屋外で実施すること。
- ◇ 特に呼気が激しくなる運動を避けること。
- ◇ 運動を行っていない時（着替えや移動時、教員による指導内容の説明、グループでの話し合い、用具の準備や後片付け時など）は、マスクを着用すること。
- ◇ 呼気が激しくならない軽度な運動は、可能な限りマスクを着用すること。
- ◇ 集団で行う活動は避け、可能な限り個人で行う活動とすること。

- ◇ 特定の少人数（2人～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は、十分な距離を空けて実施すること。

（3）合唱、管楽器演奏において特に配慮すべき事項 **継続**

- 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」は、一時的に停止すること。
- 以下に留意した上で、最小限に絞った活動とすること。

＜合唱＞

- ・ 原則、マスクを着用すること。マスク着用により、息苦しくなるケースでは、十分な距離（最低2m）を確保してマスクを外して行うこと。屋外で、十分な距離（最低2m）を確保して、向き合わずに行う場合は、マスクを着用せずに行うことも考えられる。
- ・ 常時換気を原則とし、近距離での大声を避けること。
- ・ 譜面台や椅子等、多数の人が手を触れる場所は、適宜消毒を行うこと。
- ・ 合唱している児童生徒同士や指導者等、聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空けること。
- ・ 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないこと。

＜管楽器演奏＞

- ・ 管楽器演奏時は、人との十分な距離（2m程度）を確保すること。
- ・ 管楽器演奏時以外は、原則、マスクを着用すること。
- ・ 常時換気を原則とし、近距離での大声を避けること。
- ・ 譜面台や椅子等、多数の人が手を触れる場所は、適宜消毒を行うこと。
- ・ 楽器の交換や共有はしないこと。（打楽器等は、消毒するなどの感染防止対策を徹底すれば可）
- ・ 管楽器の唾抜きは、スワブ（管楽器などの内部を拭くための布）を頻繁に通し、床に垂れないように配慮すること。唾抜き後は、手指衛生を徹底すること。

（4）校外活動の制限 **継続**

- 校外学習や遠足、就業体験（インターンシップ）や地域との連携した活動等については、延期又は中止とすること。真に必要と認める場合は、県教育委員会（設置者）と事前に協議をすること。
- ※ ただし、企業見学や就業体験（インターンシップ）等、児童生徒の進路に直結するもので、日程変更が困難なものについては、直行直帰など感染防止対策を徹

底の上、実施可とする。（教育委員会との事前協議は不要）

- 上記活動等については、感染防止対策を徹底して実施すること。特に、就業体験（インターンシップ）や地域との連携した活動等については、受け入れる企業等と感染防止対策について十分に協議・調整し、内容変更の必要性や実施の可否を検討すること。
 - ※ 「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定地域で実施しないこと。
 - ※ なお、上記活動等については、再度の感染拡大等により中止や延期が必要となる場合も想定し、業者等と事前に十分協議・調整しておくこと。
 - ※ 児童生徒と接する者に対しても、過去2週間の「健康チェックカード」の提出などによる確認を依頼すること。
- 修学旅行については、延期又は中止とすること。
- 修学旅行については、感染防止対策を徹底して実施すること。
 - ※ 修学旅行マニュアル（7/9付）に基づき対応すること
- ◇ 集会や発表会等を実施する際は、オンラインを積極的に活用すること。
- ◇ 公共施設等を利用した行事については、真に必要と認める場合は、収容人数など利用施設が示す感染対策を遵守するとともに、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底したうえで、実施すること。

（5）学校行事における感染予防の徹底 **継続**

- 学校行事（体育祭/運動会・文化祭等）及び準備活動は延期又は中止とすること。延期又は中止が困難な場合は、コロナ禍における新しい形の文化祭など、昨年度に引き続き各学校で工夫して実施すること。
 - ※ 従来型の学校行事は実施しない。
- 感染防止対策を徹底して実施すること。コロナ禍における新しい形の文化祭など、工夫して実施し、従来型の学校行事は実施しないこと。

以下の内容は、実施する場合の留意事項

<学校行事全般>

- ・ これまで取り組んできた方法を踏襲するのではなく、実施時間の短縮や項目の精選、参加人数の調整など、学校の実情に応じた形態で実施すること。
- ・ 外部からの参加者についても、最低限に見直すとともに、健康チェックカードに基づく健康状態の確認、手指衛生やマスク着用等の基本的な感染症対策を徹底すること。

<体育祭（運動会）、球技大会等の体育的行事>

- ・ 感染リスクを低減するため、実施内容や方法を工夫するとともに、「2（2）体育の授業の実施において特に配慮すべき事項」に沿って感染症対策を徹底すること。
- ・ 児童生徒等が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、中止又は種目を変更すること。
- ・ 開閉会式での整列、応援、昼食時に参加者が密集しない方策を工夫すること。
- ・ 学校の状況に応じて、来場者の制限や観覧スペースを限定するなど、児童生徒等との接触を避けるよう工夫すること。

<文化祭等の文化的行事>

- ・ 生徒間の身体的距離が確保（最低1 m以上）できる人数や十分な換気など、会場の状況に応じた対策を慎重に検討し、いずれの密の発生も回避すること。
- ・ 開催の時期や時間、実施内容や場所、来場者の制限などを慎重に検討し、開催方法を工夫すること。（オンラインを積極的に活用すること）
- ・ ステージ発表を行う場合は、ステージ上の出演者間や観客までの距離を十分確保（2 m以上）し、照明効果を高める目的で暗幕を下すなどの換気効果を妨げることを回避すること。
- ・ 準備期間においては、小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会を極力回避すること。
- ・ 食品販売や会食を伴う活動は、飛沫防止対策が困難なため中止すること。

（6）飲食時の留意事項 **継続**

- ◇ 食事前後の手洗い（手指消毒）を徹底すること。
- ◇ 食事前後は必ずマスクを着用すること。
- ◇ 飲食時は、対面ではない配席とし、会話をしない「黙食」を徹底すること。

3 遠隔授業等の推進

（1）オンライン等による学習支援 **継続**

- ◇ コロナ不安等により登校できない児童生徒に対しては、オンライン等による学習支援を継続すること。
- ◇ 登校再開後も、学校単位での臨時休業や、学年・学級単位での自宅学習をせざるを得ない状況になる事態が発生することを想定し、オンライン等による学習支援を行える体制を整えておくこと。

（2）時差登校の実施 **継続**

- ◇ 公共交通機関の利用状況や地域での感染状況に応じて、登校時の密を避ける時差登校について検討、実施すること。

(3) 外部模擬試験等への対応 **継続**

- 学校内及び公開会場で受験する外部模擬試験等について、高校1、2年生は自宅解答への切り替え等を検討、実施すること。高校3年生についても自宅解答を基本とするが、自宅解答への切り替え等が困難な場合には、感染防止対策について主催者等と十分に協議・調整し、実施すること。
- 外部団体による資格・検定試験等は、延期又は中止すること。延期又は中止が困難な場合は、主催者等と感染防止対策について十分に協議・調整し、学校を会場とする場合は、3密を回避するなど感染防止対策を徹底すること。
- 学校内及び公開会場で受験する外部模擬試験等や外部団体による資格・検定試験等は、主催者等と感染対策について十分に協議・調整し、感染防止対策を徹底して実施すること。

4 部活動における対応

(1) 練習時間、練習試合等 **一部変更**

● (緊急事態措置区域の指定期間)

次につながる大会・コンクール等が2週間以内にある部活動のみ活動可能とすること。

- ・ 活動時間を平日4日、2時間以内とすること。
- ・ 土曜日、日曜日の活動については、いずれかの1日、3時間以内とすること。
- ・ 県内外を問わず、他校との練習試合は実施しないこと。
- ・ 公式試合以外の活動は、校内施設のみを基本とすること。
- ・ 合宿等は実施しないこと。

● (まん延防止等重点措置区域の指定期間)

- ・ 活動時間を平日4日、2時間以内とすること。
- ・ 土曜日、日曜日の活動については、次につながる大会・コンクール等が2週間以内にある部活動のみ可能とし、土曜日または日曜日のいずれかの1日、3時間以内とすること。
- ・ 県内外を問わず、学校が独自に行う他校との練習試合は原則として実施しないこと。真に必要と認める場合は、県教育委員会（設置者）と事前に協議をすること。
- ・ 公式試合以外の活動は、校内施設のみを基本とすること。
- ・ 合宿等は実施しないこと。

- 県内全体もしくは地区ごとにオンライン学習支援等を実施している期間は、県内全体もしくは当該地区における部活動は停止すること。また、学校全体及び一部の学年がオンライン学習支援等を実施している期間は、部活動は停止すること。
- 感染防止対策に万全を尽くしたうえで、「岐阜県中学校部活動指針」「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」に示す週当たりの休養日や1日当たりの活動時間を遵守すること。(週当たり2日以上休養日、少なくとも平日1日・休日1日以上休養日を設定し、平日2時間程度、休日3時間程度の活動)
- 活動にあたっては、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定期間で実施できなかった活動内容を回復することを優先した過度な計画とならないよう、「真に必要な時間、内容は何か」という考えのもと、管理職が部顧問と協議し、活動計画を決定すること。
- 対外試合等の実施は、訪問先の感染状況や感染防止対策を十分に確認したうえで、慎重に検討すること。日帰りを基本とし、宿泊を伴うものについては、その必要性が極めて高い場合に限定したうえで、宿泊を伴う修学旅行と同様の対策を講ずること。(いずれの場合も、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定地域にある学校とは実施しない。)

なお、今後の感染状況に応じて、休止を含め制限することも検討すること。
- 校外での活動の際は、移動時の感染防止対策を徹底するとともに、大会等の主催者や施設管理者等が定める感染防止対策を遵守すること。

(2) 基本的な感染防止対策の徹底 **継続**

- ◇ 活動開始前は手指消毒等の対策を徹底するとともに、必ず過去2週間の「健康チェックカード」で当日の健康状態を確認し、生徒が該当項目に1つでも当てはまる場合は参加させず、直ちに帰宅させること。また、過去2週間で体調不良があり、医療機関受診など必要な対応をとっていない場合も同様とすること。顧問についても同様の場合には指導に従事せず、直ちに帰宅すること。
- ◇ 公式試合参加の場合は、特に試合前後の期間の健康観察を徹底すること。
- ◇ 卒業生などの外部からの訪問については、延期を依頼すること。やむを得ない場合は、入校時に過去2週間の「健康チェックカード」で健康状態を確認することを徹底すること。
- ◇ マスクを外してよいタイミング(プレー中のみが原則)を指導者・児童生徒とも共通認識し、休憩中、ミーティング中、ベンチ内、更衣室などで常にマスクを着用するとともに、手指衛生の徹底(アルコール手指消毒薬を練習場に必ず持ち込むなど)も行うこと。
- ◇ これらの感染防止対策の基本は、学校外のスポーツクラブ等に所属して活動する児童

生徒や保護者、指導者にも共通した方針とするよう周知を図ること。

(3) 練習内容 **継続**

- 「2 感染リスクの高い活動の回避」の「(1) 感染リスクの高い教科等活動についての考え方」「(2) 体育の授業の実施において特に配慮すべき事項」の内容を含むものについては、回避すること。
- なお、合唱部や吹奏楽部等の音楽系部活動においては、「2 感染リスクの高い活動(3) 合唱、管楽器演奏において特に配慮すべき事項」の「○ 以下に留意した上で、最小限に絞った活動とすること。」に沿って活動すること。
- 「2 感染リスクの高い活動の回避」の「(1) 感染リスクの高い教科等活動についての考え方」「(2) 体育の授業の実施において特に配慮すべき事項」の内容を含むものについては、他の練習メニューを組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とするなどの措置を講じるとともに、状況に応じて、休止を含め、制限を検討すること。

(4) 飲食時等の対応 **継続**

- ◇ 活動前後や休憩時は、マスク着用など基本的な感染防止対策を徹底し、活動中も、呼吸が激しくならない軽度な運動やミーティングなどで会話を伴う際は、その都度マスクを着用すること。
- ◇ 休憩などで飲食する場合には、特に感染防止対策を徹底すること。加えて、部活動終了後の、生徒同士による食事等はしないよう指導を徹底すること。

(5) 部室の利用 **継続**

- ◇ 部室を利用する際は、マスクを着用し、更衣のみの使用に限定し、短時間に済ませるとともに、多人数で部屋を利用しないこと。

5 家庭と連携した学校外の日常生活における感染防止対策の徹底 **継続**

- 県外はもとより、県内であっても不要不急の外出は自粛すること。
- 県外、特に「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定地域への不要不急の外出は自粛すること。
- ◇ すぐメールや保護者宛文書等のあらゆる機会・手段を通して、家族ぐるみで感染防止対策の徹底を依頼すること。
- ◇ 日常生活における基本的な感染防止対策（3密回避・マスク着用・手指消毒（十分な手洗い）等）を徹底すること。
- ◇ カラオケや屋外（自宅庭等も含む）でのバーベキュー、同居家族以外の会食等の回

避を徹底すること。

- ◇ 特に心配な症状（高熱、味や臭いを感じない）がある場合は、速やかにその旨を学校へ連絡するとともに、医療機関を受診すること。
- ◇ ワクチン接種後においても基本的な感染防止対策を継続すること。

6 寮・寄宿舎での感染防止の徹底

(1) 寮等の室内での感染防止対策 **継続**

- ◇ 一人一室を原則、難しい場合には居室の感染防止対策を徹底すること。
- ◇ 居室利用者以外の者を入室させないことを徹底すること。
- ◇ よく手を触れる箇所にはできる限りアルコール手指消毒薬を設置するとともに、ボトル設置箇所には必ず使用を促す目立つ掲示を行うこと。
- ◇ よく手を触れる箇所の1日1回以上の定期的消毒を徹底すること。
- ◇ 「健康チェックカード」で健康状態の確認を徹底すること。

(2) 共用スペース（食堂や浴室等） **継続**

- ◇ 食堂や浴室等での感染防止対策を徹底すること。
- ◇ 共用スペースの分散利用を徹底すること。
- ◇ 脱衣室や洗濯機など、共用機器の定期的な消毒を徹底すること。
- ◇ 特に、食堂での配席間隔の確保、時間差での飲食、対面での飲食や会話回避を徹底すること。
- ◇ 食事をしないときに、食堂で談話しないことを徹底すること。